

令和2年第9回東串良町農業委員会 会議録

日時：令和2年9月25日（金）午前10時00分～

場所：東串良町役場委員会室（3階）

令和 2 年第 9 回東串良町農業委員会会議録

招集年月日	令和 2 年 9 月 2 5 日					
招集場所	東串良町役場委員会室（3 階）					
開催の日時 及び宣言	開会	令和 2 年 9 月 2 5 日 午前 1 0 時 0 0 分			議長	豎山 秋敏
	閉会	令和 2 年 9 月 2 5 日 午前 1 0 時 4 7 分			議長	豎山 秋敏
農業委員	出欠	番号	氏 名	出欠	番号	氏 名
出席数 7 名 欠席数 名	○	1	鶴丸 千尋	○	5	谷口 憲三
	○	2	福岡 みどり	○	6	木佐貫 一孝
	○	3	吉ヶ崎 弘一	○	7	大村 教男
	○	4	豎山 秋敏		8	
出席○ 欠席×						
	○		稲村 照隆	○		町永 次男
	○		上池 勝彦	○		松留 和江
	○		内村 初子	○		松留 立美
出席数 8 名	○		村吉 博美	○		杉木 秀幸
会議録署名委員	6 番	木佐貫 一孝		7 番	大村 教男	
出席した事務局職員	局長	前田 秀一		書記	堀内 和代	
	次長	駿河崎 哲郎			出水 翔太	
会議に付した事項	日程第 1	議案第 5 2 号	農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について			
	日程第 2	議案第 5 3 号	農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について			
	日程第 3	議案第 5 4 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請について			
	日程第 4	議案第 5 5 号	農地あっせん委員の選任について			

開 会 午前 10 時 00 分

議 長（堅 山）

皆さんおはようございます。

ただいまから定例総会を始めたいと思います。

定足数に達しておりますので、東串良町農業委員会令和 2 年第 9 回定例総会を開催いたします。

本日の会議録署名委員に、6 番 木佐貫委員と 7 番 大村委員をお願いいたします。

ここで、諸般の報告をいたします。

農業経営基盤強化促進法による賃貸借の合意解約 1 件 1 筆、農地法 3 条の規定に基づく利用権設定の賃借権の合意解約が 1 件 1 筆、中間管理事業による賃貸借の合意解約が 1 件 4 筆、時効所得による所有権の移転が 2 件 4 筆ありました。その他、200㎡以下の農地転用が 1 件ありました。200㎡以下の農地転用につきましては転用許可の必要ありませんので、届出の報告だけとさせていただきます。

明細書につきましては、総会資料の最後の方に添付してありますので、あとでお目通しをお願いします。

それでは、ただいまから議事に入りたいと思います。

発言される方は、必ず議長の許可を受けてから、マイクを持って発言くださるようによろしくをお願いいたします。

◆ 日程第 1 議案第 52 号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について

議 長（堅 山）

日程第 1 議案第 52 号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について、を議題といたします。

今回申請がなされたのは、所有権移転 2 件、賃借権 7 件、使用貸借権 2 件であります。

それでは順次、事務局の説明をお願いしたいと思います。資料 4 ページの賃借権の 189 番につきましては、譲受人が〇〇会社〇〇で吉ヶ崎委員に関する事項となっておりますので、先に質疑をさせていただきたいと思います。

東串良町農業委員会会議規則第 25 条によりまして、委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとなっております。

りますので吉ヶ崎委員へ退席をお願いいたします。

(吉ヶ崎委員退席)

議 長 (堅 山)

それでは、事務局の説明をお願い致します。

事 務 局 (堀 内)

それでは、説明いたします。

4 ページをお開き下さい。

賃貸借の189番、借人は川東の〇〇会社 〇〇、貸人は肝付町の〇〇さん、申請地は、新川西 前牟田 2689-4 田 957 m² の1筆で、新規10年の利用権の設定でございます。

以上でございます。

議 長 (堅 山)

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 (堅 山)

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (堅 山)

異議なしと認めます。

吉ヶ崎委員の入室を認めます

(吉ヶ崎委員入室)

引きつづき、事務局の説明をお願いしたいと思いますが、資料2ページの所有権移転の182番につきましては、あっせん委員会を開催しましたので、その報告を鶴丸委員長にお願いしたいと思います。

では、鶴丸委員長よろしく申し上げます。

1 番（鶴 丸）

それでは報告させていただきます。

所有権の182番において令和2年8月18日にあっせん委員会が開催されました。出席者は、委員は自分と大村委員、事務局から駿河崎次長と出水主事、農地の所有者である新川西在住の〇〇さん、農地の購入を希望する〇〇さんの代理人である〇〇さん出席されました。

申請地は 新川西 堂ノ下 4723-1 畑 面積1,856㎡であり、あっせん委員会の結果、売買価格、〇〇円で売買がまとまりました。

以上で報告を終わらせていただきます。

議 長（堅 山）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議 長（堅 山）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（堅 山）

異議なしと認めます。

それでは引き続き事務局の説明をお願いします。

事 務 局（堀 内）

それでは説明いたします。

資料の2ページをご覧ください。

まず、所有権移転の181番、譲受人は川東の〇〇さん、譲渡人は池之原の〇〇さん、申請地は、川東 高松 4164-1 畑 1,100㎡ で売買による移転でございます。

次に182番に関しましては、先ほど説明させていただきましたので説明を省略させていただきます。

続きまして、3ページをお開きください。

賃貸借の183番、借人は川西の〇〇さん、貸人は池之原の〇〇さん、申請地は、池之原 供養塚 1033-1 田 1,381 m² で更新10年の利用権設定でございます

次に184番、借人は新川西の〇〇さん、貸人は新川西の〇〇さん、申請地は、新川西 前牟田 2814-3 田 2,326 m² 新規3年の利用権設定でございます。

次に185番、借人は肝付町の〇〇さん、貸人は新川西の〇〇さん、申請地は、川西 西水流 3194-1 田 1,001 m² 他2筆 計 2,796 m² で、新規3年の利用権設定でございます。

次に186番、借人は肝付町の〇〇さん、貸人は鹿児島市の〇〇さん、申請地は、川西 西水流 3193-1 田 959 m² 他10筆 計 7,658 m² で、新規3年の利用権設定でございます。

次に187番、借人は肝付町の〇〇さん、貸人は新川西の〇〇さん、申請地は、川西 西水流 3184-1 田 680 m² 他17筆 計 12,229 m² で、新規3年の利用権設定でございます。4ページ目にもありますので、お目通しください。

なお、この18筆の農地につきましては、登記名義人が〇〇さんであります但未相続農地のため、相続人の過半の同意を得ての賃借になります。

次に188番、借人は肝付町の〇〇さん、貸人は新川西の〇〇さん、申請地は、川西 西水流 3182-2 田 319 m² 他13筆 計 10,635 m² で、新規3年の利用権設定でございます。

次に189番に関しましては、先ほど承認をいただきましたので省略させていただきます。

続きまして、5ページをお開き下さい。

次に使用賃貸借の190番、借人は川東の〇〇さん、貸人は川東の〇〇さん、申請地は、川東 浜渡 1985 田 1,029 m² で、新規5年の利用権設定でございます。

次に191番、借人に川東の〇〇さん、貸人は川東の〇〇さん、申請地は、川東 下永峯 2545-1 田 916 m² で、新規5年の利用権設定でございます。

以上、181番から191番までの説明を終わります。

続きまして、農地中間管理事業による農地中間管理権について説明をいたします。

資料の6ページから8ページをご覧ください。

今回、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画については、貸出件数40件、借受件数40件で、総面積88,883㎡であり、利用権の種類は、賃借権20件、使用賃借権20件で鹿児島県中間管理機構が農地中間管理権を取得する内容でございます。

以上でございます。

議 長（堅 山）
ありがとうございました。
これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議 長（堅 山）
質疑を終結いたします。
本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（堅 山）
異議なしと認めます。

よって、日程第1 議案第52号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画については、原案どおり承認することに決しました。

◆日程第2 議案第53号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について

議 長（堅 山）
次に、日程第2 議案第53号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、を議題といたします。

今回申請がなされたのは、所有権移転2件であります。それでは順次、事務局の説明をお願いしたいと思いますが、資料10ページの32番につきましては、譲受人が〇〇会社〇〇で吉ヶ崎委員に関する事項となっておりますので、先に質疑をさせていただきたいと思います。

東串良町農業委員会会議規則第25条によりまして、委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとなっておりますので吉ヶ崎委員へ退席をお願いいたします。

(吉ヶ崎委員退席)

議長 (堅山)

それでは、事務局の説明をお願い致します。

事務局 (堀内)

それでは、説明いたします。

10ページをお開き下さい。

32番、譲受人は川東の〇〇会社〇〇、譲渡人は川東の〇〇さん、申請地は、川東 雪山 436-3 田 2,980㎡で、譲渡人と譲受人の売買による所有権の移転でございます。なお申請地は圃場整備後の新地番となります。

地図の方は添付しておりますので、説明は省略いたします。

以上、農地の権利移動の要件として、効率的な農地利用につきましては、農機具の所有状況、労働力などは十分確保されており、下限面積など農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないものと判断しております。

以上でございます。

議長 (堅山)

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長 (堅山)

質疑を終結いたします。
本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (堅 山)
異議なしと認めます。
吉ヶ崎委員の入室を認めます

(吉ヶ崎委員入室)

引き続き事務局の説明をお願い致します。

事 務 局 (堀 内)
それでは、説明いたします。
所有権移転の31番、譲受人は岩弘の〇〇さん、譲渡人は岩弘の〇〇さん、申請地は、岩弘 竹下 869 田 870 m² 他1筆 計 1,860 m²で、譲渡人と譲受人の贈与による所有権の移転でございます。

地図の方は添付しておりますので、説明は省略いたします。

以上、農地の権利移動の要件として、効率的な農地利用につきましては、農機具の所有状況、労働力などは十分確保されており、下限面積など農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないものと判断しております。

以上でございます。

議 長 (堅 山)
ありがとうございました。
これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 (堅 山)
質疑を終結いたします。
本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（堅山）

異議なしと認めます。

よって、日程第2 議案第53号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請については、原案どおり承認することに決しました。

◆日程第3 議案第54号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について

議長（堅山）

次に、日程第3 議案第54号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、を議題といたします。

今回は1件の申請がございます。

15ページの下村 正人さんからの転用申請につきましては、現地調査を行っておりますので、その報告を木佐貫委員長よろしくお願いいたします。

6 番（木佐貫）

それでは報告させていただきます。

令和2年9月18日金曜日に、転用申請に係る現地調査が行われました。出席したのは委員として、自分と上池推進委員、事務局から駿河崎次長、出水主事、関係者として、〇〇さんの奥様が出席されました。今回の転用における申請人は、鹿屋市有里在住の、〇〇さんで、申請地は、池之原 取地堀 2022-4 畑 1,030㎡の畑です。グループホームあじさいの北に位置します。農地区分としては農地の広がりには10ha以上あるので第1種農地に該当すると思われま。

また申請の目的は、義母との同居のために二世帯住宅を建設するものであり、実現は確実だと思われま。

また農地の面積は現在1,030㎡ですが、転用面積は分筆して500㎡以内に抑えるとのことであり、よって一般住宅の転用に係る制限面積内におさまる予定であり、周囲の環境などからも特に問題はないと思われま。

また周囲の農地への影響については申請地の東側、北側が畑となっておりますが、距離を十分にとり日照通風に支障を及ぼさないようにするとのこと。また申請地には盛り土をおこなう予定ですが、よう壁を設けるなど被害防除計画に沿った措置を行うため問題はないかと思われま。申請地の南、西

側は道路になっています。

以上で報告を終わらせていただきますので、ご審議をお願いします。

議 長（堅 山）
ありがとうございました。
これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議 長（堅 山）
質疑を終結いたします。
本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（堅 山）
異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上で、日程第3 議案第54号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可制度についての審議を終えたいと思います。

◆日程第4 議案第55号 農地あっせん委員の選任について

議 長（堅 山）
次に、日程第4 議案第55号 農地あっせん委員の選任について、を議題といたします。

今回は、貸借1件の申し出がございます。

本案につきましては、事務局の説明後、あっせん委員を選任していきたいと思えます。

どのような方法で選任したらよろしいでしょうか。

（「事務局一任」の声あり）

議 長（堅 山）
事務局一任という声があったので、議題に沿ってあっ

せん委員を選任していきたいと思います。
それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（出水）

それでは、私の方で説明いたします。

資料24ページをご覧ください。

それでは説明いたします。

〇〇さんからの農地貸借あっせん申し出について説明いたします。

申請地は、新川西 青木ノ元 2030番1 畑 639㎡ 他1筆で、農地の面積は2筆で合計2,558㎡です。

場所は、24ページ図面にあるとおり、町民グラウンドから北側に位置する農地であります。

以上で、〇〇さんの農地貸借あっせん申請についての説明を終わらせていただきます。

議長（堅山）

ありがとうございました。

事務局一任という声がありましたので、〇〇さんの農地あっせん委員に、福岡委員と村吉委員を指名いたします。

委員長は、福岡委員をお願いいたします。

よって、日程第4 議案第55号 農地あっせん委員の選任については、ただいま指名いたしました方々をお願いすることに決しました。

議長（堅山）

その他に入りたいと思います。

協議会に切り替えます。

○各委員から意見

○事務局から意見

※10月現地調査：20日（火）

定例総会：26日（月）

申請締切：12日（月）

議長（堅山）

他にございませんか。

なければ、本会議に返します。

以上、本日準備しました議案は全部終了しました。

これもちまして、東串良町農業委員会令和2年第10回農

業委員会定例総会を閉会いたします。

閉 会 午前 10 時 47 分